

教育担当特別教授制度の創設について

1. 趣旨

本学では、法人化後、非常勤講師の種別整理、任期制の廃止等、人事制度が急変した。

また、退職教員の補充は若手中心に採用してきたため、教員の年齢構成が偏ったものとなっており、さらに任期制の時に見込んでいた教員の学内昇任が定年制になったことも一因となってか追い付かず、文科省の大学設置基準をクリアすることができない状態が続いており、大学として、教育の質保証のため教員体制の再構築が喫緊の課題となっている。

そのため、教授職として学部教育を主務とする教育担当特別教授制度を創設する。

なお、大学院においては◎教員の確保のため特任教授制度を既に創設しており、教育担当特別教授はその資格によっては特任教授の任も同時に担うものとする。

2. 採用基準

本学あるいは他大学等を定年等により退職した者

3. 採用条件

- | | |
|----------|-------------------------------------|
| 1) 任用期間 | 1年更新で最長5年まで |
| 2) 報酬 | 業務内容により理事長が定める年俸とする |
| 3) 業務 | 学部の授業、オフィスアワー等 必要に応じ学務を依頼することがある |
| 4) 勤務時間 | 上記業務を行うために要する時間 |
| 5) 研究環境 | 研究室は貸与する 研究費は教育準備経費として業務に応じて支給する |
| 6) 学内会議 | 教授会構成員とはしないが、担当業務関連に関しては出席を求めることがある |
| 7) 労働保険等 | 勤務形態に応じた給付を行う |

4. 採用審査

部局長により審査する（必要に応じて担当分野の教員から意見を聴取）

5. 実施時期

2018年4月1日付け採用から実施する

6. 採用予定者

石堂 哲也、上田 弘、佐藤 三三、野村 卓司